

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

福井県教育庁教職員課

採用選考受験に対して影響が出ることを考慮し、新型コロナウイルス感染症に関する受験相談に応じます。新型コロナウイルス感染症に罹患している疑いのある場合は、以下の連絡先まで事前にご相談ください。

6 / 29 (水) ~ 7 / 1 (金)

8 / 1 (月) ~ 8 / 3 (水)

福井県教育庁教職員課 0776-20-0565

8:30から17:15まで

7 / 2 (土) ~ 7 / 3 (日)

8 / 4 (木) ~ 8 / 5 (金)、8 / 8 (月) ~ 10 (水)

福井県立高志高等学校 0776-24-5175

7:30から16:30まで

<参考>

(ア) 本人が陽性の場合

受験はできません。ただし、発症日を0日として10日間経過および症状軽快（解熱）後72時間以上経過で自宅療養が解除されれば受験可となります。

(イ) 本人または同居家族が濃厚接触者の場合

本人に対して、保健所から自宅待機（経過観察）の指示が出ているとき（検査待ち、検査中含む）は、受験できません。

自宅待機（経過観察）の指示がない場合、以下の要件により別室受験を認めます。

- 本人が無症状であること
- 公共交通機関を利用せずに来場できること（第三者の送迎が望ましい。）